

第185回 三重県都市計画審議会

議事録

平成29年10月23日

第185回 三重県都市計画審議会議事録

1. 開催日 平成29年10月23日(月)
2. 開会時間 午後1時30分
3. 閉会時間 午後3時30分
4. 開催場所 ホテルグリーンパーク津 6階 伊勢
5. 提出議案
 - ・第1772号議案 伊賀都市計画区域の変更
 - ・第1773号議案 上野都市計画区域区分の変更
 - ・第1774号議案 伊賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
 - ・第1775号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について(伊賀市内 産業廃棄物処理施設)
6. 報告事項
 - ・津駅前北部土地区画整理事業における事業計画変更に係る意見書の取り扱いについて

7. 出席委員の議席番号及び氏名

- | | | | | |
|-------|--------|------------------|-----|--------|
| 2番委員 | 村山 顕人 | 東京大学准教授 | | |
| 3番委員 | 松本 幸正 | 名城大学教授 | | |
| 4番委員 | 柳川 貴子 | 三重県建築士会 | | |
| 5番委員 | 浅野 潤憲 | 三重県農業会議会長 | | |
| 6番委員 | 松田 弘子 | 津商工会議所 | | |
| 7番委員 | 井上 かず子 | 三重県宅地建物取引業協会伊賀支部 | | |
| 9番委員 | 黒田 浩二 | 東海財務局津財務事務所長 | (代理 | 加藤 篤史) |
| 11番委員 | 幸田 淳 | 東海農政局長 | (代理 | 山方 正治) |
| 12番委員 | 富吉 賢一 | 中部経済産業局長 | (代理 | 嶋田 明彦) |
| 13番委員 | 石澤 龍彦 | 中部運輸局長 | (代理 | 後藤 武夫) |
| 14番委員 | 難波 健太 | 三重県警察本部長 | (代理 | 西久保 陽) |
| 15番委員 | 末松 則子 | 三重県市長会幹事(鈴鹿市長) | | |
| 17番委員 | 中瀬古 初美 | 三重県議会議員 | | |
| 18番委員 | 田中 智也 | 三重県議会議員 | | |
| 19番委員 | 彦坂 公之 | 三重県議会議員 | | |
| 22番委員 | 服部 富男 | 三重県議会委員 | | |

<事務局>

定刻となりましたので、ただ今から第185回三重県都市計画審議会を始めたいと思います。私、本日の司会を担当いたします、県土整備部都市政策担当次長の里でございます。どうぞよろしく申し上げます。

さて、台風21号が未明に通過をいたしました。交通機関などに大きな影響を残している中、また、台風が去った後の対応など様々な対応が必要な中、委員の皆様方には大変困難を押しご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、平素は三重県行政、とりわけ都市計画行政の推進にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。今回の審議会から新たに委員をお引き受けいただきました皆様には、この場をお借りしてお礼申し上げます。また、引き続き委員となつていただいている委員の皆様におかれましてもよろしくお願ひいたします。

さて、本日ご審議いただきます議案は4議案でございます。まず、本日の資料について確認をさせていただきます。本日の資料といたしましては「事項書」、それに「三重県都市計画審議会委員幹事名簿」1枚でございます。さらに「三重県都市計画審議会条例」のホチキス留め1部でございます。さらに「第184回三重県都市計画審議会議案の手続き状況」1枚の紙でございます。さらに黄色のA4サイズの「議案書」1冊でございます。これは事前に配布させていただいておりますが、もしお忘れになられた方がございましたらお知らせいただければお渡しをさせていただきます。さらに「参考資料」を1冊、最後に「別紙1、地区區画整理事業運用指針抜粋」これも一部でございます。不足はございませんでしょうか。ありがとうございます。

それでは、続きまして今回の審議会から新しく委員にご就任いただきました方のご紹介をさせていただきます。1番委員、近畿大学教授、仲林真子様でございます。本日は欠席をされております。5番委員、三重県農業会議会長、浅野潤憲様でございます。

<5番委員>

浅野でございます。はじめまして、どうぞよろしくお願ひいたします。

<事務局>

11番委員、東海農政局長、幸田淳様でございます。本日は代理で山方正治様にご出席いただいております。

<11番委員>

どうぞよろしくお願ひいたします。

<事務局>

12番委員、中部経済産業局長、富吉賢一様でございます。本日は代理で嶋田明彦様にご出席いただいております。

<12番委員>

よろしくお願ひいたします。

<事務局>

23番委員、三重県市議会議長会会長、福田博行様でございます。本日は欠席をされております。委員の御紹介は以上でございます。

次に、当審議会の会長についてでございますが、前会長の朝日委員の退任に伴いまして、本日の審議会において新たに会長を選任していただく必要がございます。本審議会の会長につきましては三重県都市計画審議会条例第4条第1項の規定によりまして、学識経験のある委員の皆様方から選出いただきたいと存じます。

会長の選出につきましては、まず仮議長を選出いただきご審議をお願いしたいと存じます。仮議長につきましては会長不在の場合、三重県都市計画審議会条例第4条第3項

の規定により、会長があらかじめ指名した者がその職務を代行するとなっており、現在3番委員の松本委員が指名されておりますので、松本委員に仮議長をお願いしたいと存じますがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。それでは、松本委員、議長席へお願いいたします。

<松本仮議長>

それでは、仮議長を指名いただきましたので、会長が選出されるまで議長を務めさせていただきますと思います。会長の選任につきましてご協力をよろしくをお願いいたします。

それでは、まずは本日出席されています委員の人数につきまして、ご報告をお願いいたします。

<事務局>

ご報告いたします。委員総数24名中、委任状のありました5名の出席を含めまして15名の委員の出席をいただいております。(1名が後で合流し、後ほど16名の出席になる。)

<松本仮議長>

ありがとうございます。ご報告がありましたとおり、出席されています委員の人数が委員総数の2分の1以上でございますので、三重県都市計画審議会条例第6条2項の規定によりまして、本審議会は成立ということにさせていただきますと思います。

それでは、三重県都市計画審議会条例4条1項の規定によりまして、会長の選出をお願いしたいと思います。会長の選出につきましては、三重県都市計画審議会運営要綱第2条第1項及び第3項にございまして、それによりましてお手元に多分運営要綱があるかと思いますが、第2条第1項、第3項でございまして、それによりまして選挙による方法と、それから委員の皆様にご異議がない場合には選挙に替えて指名推薦によるということになっておりますが、いかがいたしましょうか。

<18番委員>

議長。

<松本仮議長>

はい。

<18番委員>

今、仮議長を務めていただいております松本委員が適任かと思っておりますけれども、よろしくをお願いします。

<松本仮議長>

ありがとうございます。いかがでしょうか。この場合、まず選挙ではなくて指名推薦でいいという皆様のご承認をいただいたうえでということになりますが、まずその1個目ですが、指名推薦という形でよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。その上で私、今、御推薦いただきましたが、他にご推薦ございましたら。

<2番委員>

私も松本委員をお願いするのがよろしいかと思っております。

<松本仮議長>

ありがとうございます。仮議長のまま議長というのも何かあれですけど、かえって代わるのも変かと思imasるので、皆様方、私でよろしいということでもよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

了解しました。それでは私、僭越ながら会長ですね。これから務めさせていただきたいと思imas。これで仮議長の役割は終わりでしょうか。

<事務局>

ありがとうございました。松本委員には会長としてこれまで以上にご負担をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

松本会長には三重県都市計画審議会条例第6条により、これから先の進行につきましてよろしくお願いをいたします。

<松本議長>

会長にご指名賜りました、名城大学の松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

都市計画審議会と申しますのは、皆さんご存知のとおりここでの審議事項が県民の皆様方の社会・経済活動そのものに直接影響する大変重要な審議会だと思っております。それからもう一つは、都市計画と言うのは今ではなくて、20年後、30年後を見すえて決めていかないといけないという中長期の視点も必要とされ、これまた難しい審議内容だと思っております。その中で三重県には限らないんですが、やはり少子化、人口減少、そして防災への対応、更に言えば三重県のような多様な資源、地域資源を生かした都市の在り方を考えていかないといけない。非常に難しい審議会の内容だと思っております。私のような若輩者で果たして責任が果たせるのだろうかとお大変心配しております。ただ、幸いこうやってお見受けさせていただきますと皆さん、専門家の方々をはじめ地域の代表、各種団体の代表の方々がお見えですので、力を、ご協力をいただきながら三重県のために貢献していきたいと思っておりますので、どうぞ皆様方、ご協力よろしくお願いいたします。

それでは、始めたいと思imas。それでは、ただ今から第185回三重県都市計画審議会を開会いたします。皆様には是非ともご協力よろしくお願いいたします。

最初に、三重県都市計画審議会条例第4条第3項に基づきまして、会長が指名することになっております会長代理ですが、私のほうから指名させていただきたいと思imasが、2番委員の村山委員にお願いたいと思imasので、どうぞよろしくお願います。

それから、本審議会の議事録署名者2名を都市計画審議会運営要綱第10条の規定により、これもまた議長から指名させていただきたいと思imas。まず、お1人目が2番委員の村山委員、早速ですがお願います。それから、6番委員の松田委員、よろしいでしょうか。すみません。それではお2人に署名委員をお願いたいと思imas。

議案の審議に入ります前に、まず審議の公開についてご審議いただきたいと思imas。三重県都市計画審議会運営要綱第8条1項では非公開とできる場合を規定しておりますが、今回ご審議いただきます議案に関しましてはそれに該当しないということですので、公開したいと思imasがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。それでは、公開ということで進めさせていただきたいと思imas。

本日の傍聴人につきまして、事務局からご報告をお願いします。

<事務局>

ご報告をいたします。本日の一般傍聴の方が1名と報道機関の方1名が来られております。以上でございます。

<松本議長>

了解しました。それでは、傍聴者に入場していただきたいと思っておりますのでしばらくお待ちください。お願いします。

(傍聴者入場)

傍聴に際しまして、傍聴の方々に注意事項をご説明申し上げます。傍聴者の方々におかれましては、お配りしております傍聴要領に従っていただきますようお願いいたします。なお、この規定に違反したときは注意させていただくと共に、従っていただけない場合には退場していただくこともありますのでご了承願います。

それでは審議に入りたいと思います。議案の審議に先立ちまして、前回、第184回都市計画審議会に関する報告があるようですので、まずはそれを事務局からお願いいたします。

<事務局>

それでは、第184回三重県都市計画審議会議案の手続き条件について、御報告します。都市政策課の橋本です。よろしく申し上げます。

お手元に紙1枚のものがございますが、前回、平成29年7月26日開催いたしました議案名が「第1770議案 圏域マスタープランの内容について」でございます。概要といたしまして、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、都市計画区域マスタープランと言っておりますが、この改定にあたり広域圏の都市の目標を示す都市計画区域マスタープランの内容について、調査審議を諮問させていただいた所です。現在、各圏域ごとに検討を進めているところでございます。

続きまして「第1771号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」ということで、本審議会でもご審議いただきます同様の箇所、伊賀市内の産業廃棄物処理施設についてでございます。こちらについて、前回の審議会において都市計画上支障がないことを確認いただきまして、平成29年8月23日に許可されている状況でございます。以上です。

<松本議長>

ありがとうございました。ただ今のご報告に関しまして、ご質問、ご意見等ございましたらいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、お手元の次第に従いまして審議を進めてまいりたいと思います。本日ご審議いただきます内容は4議案でございます。この内、上から3つ、第1772号から3号、そして4号。これは伊賀都市計画の再編にかかる議案ですので全て関連がありますので、一括してご説明をいただきたいと思っております。それでは、ご説明お願いいたします。

<事務局>

三重県県土整備部都市政策課長の柘屋でございます。よろしく申し上げます。

それでは、1772号、73号、74号議案をまとめて説明をさせていただきます。本件につきましては、本年3月及び7月の本審議会におきまして、経緯や概要などを途中で報告をさせていただいております。このたび、法定縦覧や伊賀市への意見聴取等の手続きが完了しましたので、今回議案として、諮問、付議をいたしているところでございます。

それでは、前方のスクリーンもしくはお手元の参考資料を参照いただきながらお願いいたします。

まず、伊賀市の現状について説明をさせていただきます。伊賀市につきましては、平成16年に上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田・青山の一市三町二村が合併して誕生しております。これ以降、伊賀市内には一つの行政区域内に線引きの都市計画区域であります上野都市計画区域と、非線引き都市計画区域であります伊賀・阿山・青山の4つの都市計画区域が併存する状態となっております。

今回の変更議案についての説明をさせていただきます。スライドの図をご覧ください。左の図は都市計画区域等の現状を示しております、右の図は変更後を示しています。対比しながら見ていただければと存じます。今回の変更点は3つありまして議案も3つというふうになっています。

一つ目が伊賀市内にある4つの都市計画区域、上野・伊賀・阿山・青山を、これを一つに統合して伊賀都市計画区域とすることでございます。これが1772号議案に相当するものでございます。図中のオレンジの線を左右で見比べていただきますと、この線につきましては都市計画区域を示す線でございますが、左の図では4つの区域がオレンジ色で囲まれております。右の図では大きく囲むように一つにまとめられています。この範囲が統合後の伊賀都市計画区域ということになります。

二つ目の変更点ですが、これは上野都市計画区域だけに定められている区域区分、いわゆる線引きのことでございます。これを廃止するというものでございます。これが議案1773号でございます。左の図中の上野都市計画区域の中に黄色で示されているところですが、これが現在の市街化区域、水色の部分が市街化調整区域でございます。4つの区域の内、上野都市計画区域だけが線引きを適用していますので、このような形に着色をされています。今回、都市計画区域を統合するにあたりまして、全域を区域区分なしということにいたしますので、右の図では黄色の着色と水色の着色が無くなっていることがお分かりいただけるかというふうに思います。なお、黄色の市街化区域にあたる部分は青色に変わっておりますけれども、これは市街化区域を示すものではなくて建築物の用途を指定する用途地域をそのまま着色して残しているという状態です。

三つ目の変更点でございますけれども、都市計画区域の統合にあたりまして伊賀都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆるマスタープランを変更する必要がありますので、これを定めるということが1774号議案となっております。なお、右の図では全体が緑色に着色されていますが、これはまた後程説明をさせていただきますが、伊賀市が区域区分の替わりに秩序ある土地利用を図るために制定した自主条例が及ぶ範囲を示しております。ご覧のとおり、伊賀市は都市計画区域外も含めて全域に自主条例を適用することと予定をしているところです。

以上で概要の説明を終わりました、個別議案の説明に入らせていただきます。

まず「1772号議案 伊賀都市計画区域の変更について」でございます。

始めに、都市計画区域の定義について説明をいたします。都市計画区域とはいわば都市計画を策定する場で、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために、都市計画法その他法令の規制を受けるべき土地として指定された区域のことでございます。

次に、市町村合併に伴う都市計画区域の再編の考え方について説明します。これは三重県としての考え方ということになります。当審議会から答申をいただきまして、平成20年に策定しております三重県都市マスタープラン改訂基本方針では、市町村合併に伴い一つの行政区域内に複数の都市計画区域がある市町においては、市町が一体的なまちづくり

を進めるために一市町は同一の都市計画区域とすることを基本ということで定めております。

次に、今回の都市計画区域の指定の考え方について説明します。国が策定しております都市計画運用指針に基づき、都市計画区域は5つの視点から総合的に判断し、現在及び将来の都市活動に必要な土地や施設が相当程度その中で充足できる範囲、これを実質上一体の都市として整備、開発及び保全をする必要のある区域として指定することとされています。その5つの視点でございますが、1つが土地利用の状況及び見通し、2つ目が地形等の自然的条件、3番、通勤、通学等の日常の生活圏、4番、主要な交通施設の設置の状況、5番、社会的、経済的な区域の一体性、ということになっております。今回、都市計画区域の変更を行うにあたって、この5つの視点から検討を行いました。

一点目の土地利用の状況及び見通しについては、この各都市計画区域は土地利用の連担性があり、一体性が認められています。二点目の地形等の自然的条件につきましては、この場所は標高200メートル以下の平坦な地形で連続性がみられ、各都市計画区域に大きな河川等の分断要素がなく、地形的・地理的に一体性があると認められます。三点目につきましては、通勤、通学等の日常生活圏についてですが、通勤、買い物、通院の状況等からみると強い結びつきがみられ、一体の日常生活圏を形成しているということでございます。次に4点目、主要な交通施設の状況につきましては、国道や主要地方道、一般県道により連絡されているほか、鉄道による連絡もされていることから、一体的な活動が可能ということでございます。5点目につきましては、社会的、経済的な区域の一体性についてですが、伊賀市は合併により誕生した市でございますが、行政運営及び事務処理等の現況から社会的に一体性があり、一つの圏域として認められるということでございます。

以上のようなことを検討しました結果、上野・伊賀・阿山・青山を伊賀都市計画区域として統合するというところでございます。これに伴って面積の変更はございません。以上で1772号議案に関するスクリーンを用いた説明を終わりますが、引き続き、お手元の議案書について御確認をお願いします。

まず、議案書のほうをご覧くださいまして、1772の1ページ、1772の2ページ、これがいわゆる都市計画区域の指定書でございます。地名が書いてあると思えますけれども、この区域を示す地名等を列記するという形になっております。次に議案書、1772の3ページ、4ページにつきましては今回の変更に関する理由書でございます。また、議案書の1772の5ページは位置図及び区域図ということで、図面を入れさせていただいております。なお、当件につきましては、関係市の伊賀市から異存なしとの回答をいただいております。

1772号議案の説明は以上とさせていただきます、引き続き1773号、上野都市計画区域区分の変更についてご説明をさせていただきます。本議案につきましては、今回の都市計画区域の統合に伴う、先ほども申し上げましたが区域区分の廃止、線引きの廃止についてお諮りをするものでございます。

始めに、区域区分について少し定義をご説明いたします。都市計画法第7条の規定において「都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分、いわゆる区域区分を定めることができる」となっております。市街化区域につきましてはすでに市街地を形成している区域、および、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域でございますが、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域ということで、ここで決められていただいております。

区域区分の定義、意義でございますけれども、区域区分は「無秩序な市街地の拡大によ

る環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和等、地域の実情に即した都市計画を樹立していく上で根幹をなすものです」ということをごさいます。

次に、区域区分の適用方針について三重県の方針を説明します。三重県都市マスタープラン改訂基本方針において、線引き、非線引きが混在して土地利用制度が異なる場合、都市計画区域の見直しを進める上で課題ということになりますので、「市町村合併に伴う都市計画区域の再編を行う場合は、地域の実情等を考慮して、区域区分の適用の要否を慎重に判断すること」としております。

次に、伊賀市のマスタープラン、伊賀市が定める伊賀市のマスタープランにおける土地利用の方針について説明します。伊賀市のマスタープランでは、「土地利用管理手法の設定として伊賀市の一体的なまちづくりを行うためには、都市計画区域間で異なる制度を統一する必要があり、3つの方針により適切な土地利用管理手法の設定を行うこと」としております。この3つの内、一つ目が「将来的に全市統一した制度の導入を基本とする」ということ。2つ目が「伊賀市都市マスタープランの土地利用の方針を実現可能な制度とすること」、3つ目が「地域独自のまちづくりが可能な制度とすること」となっております。

それでは、区域区分の要否を検討した結果、今回の都市計画の区域区分を廃止することとした理由について、説明を申し上げます。

まず、市街地の拡大・縮小の可能性について申し上げます。伊賀市の人口は平成12年をピークに増加傾向から減少傾向に転じています。また、世帯数につきましても平成22年までは増加傾向にありましたが、平成27年から減少傾向に転じております。また、上野都市計画区域における人口は平成17年をピークに減少傾向に転じています。このことから、過去10年にわたって人口減少の傾向が続いており、今後も減少傾向が続くというふうに見込まれ、もって急激な市街地の拡大は見込まれていないということをごさいます。

次に、仮に区域区分を全域に適用した場合、伊賀市がめざす都市づくりにどのような影響が起こるか、ということについて検討いたしました。伊賀市は旧町にあります支所周辺を地域拠点というふう位置付けまして、上野地区の中心市街地及びその周辺を広域的拠点として、道路交通等の都市軸で結ぶことにより、住みよさが実感できる、効率的で持続可能なまちづくりをめざしています。

都市計画法施行規則で定められている市街化区域とすることができる既成市街地の要件でございますが、これが「人口密度1ヘクタール当たり40人以上である土地の区域が連担している土地の区域で、かつ、当該区域内人口が3000人以上である。」このようなことが要件として決められています。少し見にくいですがスクリーンの図は可住地人口密度を表してございまして、中ほどに凡例がございまして、可住地人口密度が1ヘクタール当たり40人以上である土地の区域は、これで見ますと赤、オレンジ、黄色で着色されております。ご覧のとおり上野都市計画区域や青山都市計画区域の一部を除いて、可住地人口密度が1ヘクタール当たり40人未満の水色や緑色となっていることがお分かりいただけると思います。

このようなことから、区域区分を適用いたしますと、地域拠点である既成市街地の要件を満たす人口集積がなく、今後も人口減少が見込まれることから、区域区分を適用した場合には市街化区域の設定が支所の所とかで困難になり、伊賀市がめざす地域拠点を核とした都市づくりに支障をきたす、ということになってしまうということをごさいます。

また、伊賀市においては、区域区分の廃止を想定して区域区分に替わる土地利用管理手法として、条例の公布を平成29年9月29日に行いました。この条例は、市、市民等及び建築事業者等の責務を明らかにし、市の土地利用の基本となる計画、建築開発事業を行

う際の手続き等を定め、もって適正かつ合理的な土地利用を推進することを目的としております。条例は6章構成となっておりまして、この第2章においてこの条例の目的を達成するために市の土地利用の基本とする計画として、伊賀市土地利用基本計画というものを定めるといこととしております。この基本計画には、適正かつ合理的な土地利用を図るための基本となる基本区域として、広域的拠点区域、地域拠点等の拠点区域、既存集落及び周辺区域など9つの区域を掲げておりまして、この9つの区域ごとに建築物を建築する事業等に対する基準を定めるとしてしております。また、第6章には違反した者に対する罰則規定も設けております。

これまでご説明をさせていただきました、上野の区域区分を廃止する理由のまとめをさせていただきますと、一つ目が上野都市計画区域並びに伊賀市においては過去10年にわたり人口が減少傾向にあり、急激な市街地の拡大が見込まれない。二つ目が、非線引き都市計画区域となっている旧町の支所を核とした区域では、既存市街地の要件を満たす人口集積がなく、今後も減少が見込まれることから、区域区分を適用した場合には市街化区域の設定が困難となり、支所等の地域拠点を核とした都市づくりというものに支障をきたすということ。三つ目が、伊賀市が土地利用に関する条例を制定している。この3点でございます。

以上のことから、上野都市計画区域の区域区分を廃止することが妥当である、というふうに判断をいたしました。変更内容でございますが、左下の凡例にあります赤色の線、これが廃止する区域区分の線を表していますが、これを廃止することにより、線引き都市計画区域から非線引き都市計画区域となり、市街化区域、市街化調整区域の区分がなくなるということでございます。次をお願いします。

以上でスクリーンを用いた説明を終わらせていただきまして、引き続きお手元の議案書について確認をお願いします。まず、議案書の1773の1ページですが、上野都市計画区域区分の計画書でございます。次に、議案書1773の2ページは位置図でございます。先ほどスクリーンで説明したものと同一内容となっております。なお、都市計画の案を平成29年9月15日から29日までの間、縦覧をいたしましたところ、住民等からの意見書の提出はございませんでした。また、伊賀市からは当件について異存なき旨の回答を得られております。1773号議案の説明は以上でございます。

続きまして3番目の1774、伊賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について説明いたします。まず、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針とはどのようなものかということをご説明いたします。都市計画区域マスタープランとも呼ばれております。

都市計画法第6条の2第1項は「都市計画区域については、当該都市計画の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする」というふうに規定されております。また、国の定める都市計画運用指針には「都市計画区域マスタープランは、一体の都市として整備、開発及び保全をすべき区域として定められる都市計画区域全体を対象として、一市町村を越える広域的観点から、区域区分を初めとした都市計画の基本的な方針を定めるもので、都道府県が定めるもの」とされております。

また、「当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にすると共に、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものとして定められるもの」というふうに定義されております。

今回の都市計画区域マスタープランの変更理由についてご説明いたします。変更理由については、上野・伊賀・阿山・青山の4つの都市計画区域に一体性があるというふうに先

ほど判断しておりますので、この4つの都市計画区域を統合しまして、都市計画区域として一体の都市として整備、開発及び保全を図るということでございますので、このマスタープランについても統合して一つにするということでございます。

それでは、都市計画区域マスタープランの改訂の経緯について、少し説明をさせていただきます。都市計画法の改正によりまして、都道府県が都市計画区域マスタープランを策定するというふうにならなっております。平成16年5月11日に当初の決定を行いました。このときの基準年は平成12年、目標年を平成22年としておりました。そして、平成20年に策定した基本方針、平成22年3月に当審議会で答申された伊賀圏域マスタープラン、これを受けまして平成23年4月19日に基準年を平成22年、目標年を32年とした伊賀・阿山・青山の各都市計画区域マスタープランを策定しました。上野の都市計画区域マスタープランにつきましては、この区域区分の要否を検討するという理由で現在まで改訂を行っていません。今回、上野・伊賀・阿山・青山の都市計画区域を一つに統合するために、伊賀都市計画区域マスタープランを策定するというものでございます。これは、基準年を22年、目標年を32年ということにいたします。この告示を行う時期につきましては、伊賀市の土地利用に関する条例の施行と合わせて、来年度、平成30年4月を予定しております。

続きまして、都市計画区域マスタープランの構成と内容について説明いたします。都市計画区域マスタープランに定める事項は都市計画法第6条の2第2項に規定されておまして、第1章を伊賀圏域における都市計画の目標、第2章を土地利用規制の基本方針、第3章を主要な都市計画の決定方針ということとしております。この内、第1章の都市計画の目標につきましては、三重県の場合、県内を5つの圏域に分けて圏域の単位で全体の目標を定めることとしております。第2章及び第3章については、区域の方針を示すこととしております。第2章の土地利用規制の基本方針については、市街化区域・市街化調整区域の区域区分を行うか、行わないかということ判断します。第3章につきましては、主要な都市計画の決定方針においては、土地利用方針を明らかにすると共に、道路や下水道、公園など都市施設のことや土地区画整理事業、市街地開発事業などについての方針を明らかにすることとしております。

続きまして、主な変更内容についてご説明いたします。まずは、都市計画区域の統合に伴って記述内容の変更をしております。第1章では人口、製造品出荷額等のデータについて新しく書き換えております。第2章では土地利用の基本方針ですが、区域区分の要否について先ほど申し上げました線引きを廃止するという方針を書いております。第3章につきましては主要な都市計画の決定方針でございますが、計画的な都市的土地利用の実現に関する方針に、用途地域の指定や立地適正化計画の策定等をするとしております。土地利用構想図については都市計画区域の統合に伴って、図を4つに分かれていたものを1つにまとめています。

それでは、第1章の都市計画の目標についてご説明いたします。伊賀圏域に含まれる都市計画区域は4つございますが、それを統合してできる伊賀都市計画区域と名張都市計画区域、これが伊賀圏域ということになります。

次に、都市計画の目標ということですが「恵まれた資源が紡ぐ、人々が行き交う、こころ豊かなまち」ということでこちらについては変更をしております。

続きまして、スクリーンを見ていただきまして、これは伊賀圏域の将来の都市構造を示したものを映しております。ご覧のとおり、少し細かくて分かりにくいと思うんですが、赤色が広域拠点、青色が先ほど申し上げました支所等の地域拠点というものを示しております。これらの各拠点の相互連携を支援する連携軸として、国道や県道、鉄道などが位置

付けられています。ということでございます。またのちほど、答申案をご覧いただければと思います。

次に、区域区分の要否については先ほど申し上げましたように、区域区分を全域で適用しないということを明記しております。

続きまして、第3章以降については少し細かい内容になりますので、議案書をご覧いただきながら要点だけ、主な項目を申し上げたいと思います。基本的には4つを一つにした、表現を改めたというようなことでございます。

まず、1774の21ページをご覧ください。こちらは第3章、主要な都市計画の決定方針を記載しております。まず、1、土地利用に関する主要な都市計画の決定方針でございますが、その(1)、主要用途の配置方針のア、住宅地のことですが、住宅地におきましては広域拠点ではまちなかの居住を促進・支援するため、土地の高度利用や複合利用を図ることとしております。また、地域拠点では定住人口や地域コミュニティの維持、増進を図るために公共交通の利便性向上に向けた支援の促進を進めるほか、必要な範囲で居住環境の改善を図ることとしております。次にイ、商業・業務地でございますが、広域拠点では広域交流や中心市街地の活性化、まちなか居住の支援をする商業、業務、文化等の各都市機能の集積を進めるため、商業地域又は近隣商業地域の用途地域を維持するということとしております。また、地域拠点では地域住民の日常の消費需要に応じた商業・業務地を配置することとしております。

次に、1774の22ページをご覧ください。工業地ということで書いてございます。工業系土地利用誘導ゾーンに位置付けた区域では、積極的に企業誘致を図り、必要な都市基盤整備を進めることとし、工業系用途地域内の低未利用地は既存ストックを活用し、必要な都市基盤整備を進めることとしております。

次に、1774の23ページ、中段をご覧ください。2、都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針について記載しております。(1)交通施設の都市計画の決定方針のア、交通体系の整備の方針におきましては、区域の中心となる上野市駅、及びその周辺を総合交通体系の要として位置づけ、鉄道駅と自動車交通、バス交通、自転車、徒歩との適切な連携を促進するなど交通結節点の充実を図り、統合交通体系の構築を目指すこととしております。また、都市計画道路につきましては、社会経済情勢や住民の意向等をふまえながら、道路の機能を明確にした上で必要な計画の見直しを行うこと、としております。

次に、1774の26ページをご覧ください。こちらには、3としまして市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針について記載しております。地域拠点では、まちの活力を維持できる生活基盤の整備や良好な居住環境を形成のため、市街地の整備を検討することとしております。

次に、同じページの中段の4、自然的環境の整備または保全に関する都市計画の決定方針について記載しております。(1)の基本方針において、地球温暖化対策の観点からCO2の吸収源となる緑地の積極的な保全、創出やレクリエーション機能や防災機能等を考慮し、公園、緑地等の計画的な配置を図ることとしております。

次にめくっていただいて、1774の28ページ、5、地域の特性に応じて定めるべき事項について記載しております。広域的な防災拠点に位置づけた伊賀広域防災拠点等へのアクセスの向上を図ることや、交流拠点や自然交流拠点では交流の場としてふさわしい周辺環境の維持に努めることとしております。また歴史文化拠点では、アクセスの向上を進めると共に個性と魅力ある地域づくりを促進することとしております。

1774の29ページでございますが、1章から3章の目標・方針に基づき、伊賀都市計画区域の土地利用構想図をとりまとめているのでご覧ください。

次に、伊賀市からの議案に関する意見と県の見解についてご説明申し上げます。伊賀市からは平成29年10月4日に伊賀市で開催された伊賀市の都市計画審議会から意見のあったことについて、検討賜りますようお願いいたします。他については異存ありませんという回答をいただいております。伊賀市都市計画審議会の意見は、この第3章の主要な都市計画決定方針1、土地利用に関する主要な都市計画の決定方針(2)、土地利用の方針のク、というところがありますが、こちらに計画的な都市的土地利用の実現に関する方針の項の記述に、「伊賀市においては伊賀市の適正な土地利用に関する条例を適切に運用します。」という文言を加えていただきたいと。他については異存ありませんという趣旨のものとなっています。

議案書の1774の23ページをもう一度ご覧いただきたいと思いますが、中段にク、計画的な都市的土地利用の実現に関する方針では「集約型都市構造の構築及び自然環境や営農環境の保全を図るため、用途地域の指定や立地適正化計画の策定等、適切な土地利用の規制や誘導について検討します。」というふうに記述しております。この伊賀市からの意見に対する三重県の見解ですが、第3章につきましては主要な都市計画の決定方針を記載する箇所というふうにございますので、ここには「都市計画法及びその関連法令に基づく方針を記載すること」というふうに整理をしております、地方自治法に基づくまちづくりにかかる制度である本条例は第3章に記載することは適当ではないというふうに判断しております。

なお、伊賀市の土地利用に関する条例については、区域区分を適用しない理由の一つとして第2章の土地利用規制の基本方針に記載をしております。なお、都市計画の案を平成29年9月15日から9月29日まで縦覧をいたしました、これについては意見はございませんでした。第1772号議案から第1774号議案までの3議案についての説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

<松本議長>

ご説明ありがとうございます。それでは、ただ今ご説明いただきました3つの議案に関しまして、それぞれ密接に関係しますのでどこからでも構いません。ご質問、ご意見等ございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

あまり議長から聞くものではないのですが、一点だけよろしいですかね。条例のことが結構出てきておりました。条例があるからといった説明もいくつかあったのですが、条例の中身が分からないのでそれが適切かどうかこの場では審議できないと思いますので、簡単に構いませんので条例では何を定められているのかご説明いただけますか。

<事務局>

都市政策課の落合と申します。条例の概要についてご説明をさせていただきます。この条例はまちづくりの基盤となる土地の適正かつ合理的な利用を推進するために、地区の特性にあった用途の適正化を図るものでございます。市長はこの条例の目的を達成するために市の土地利用の基本となる計画として、伊賀市土地利用基本計画というのを定めるようにしています。

この土地利用基本計画には適正かつ合理的な土地利用を図るための基本となる区域としまして、これを基本区域と呼んでいるんですが、この基本区域の設定や、各基本区域の適正かつ合理的な土地利用を図るための建築開発事業というものの基準を定めるようにしております。この基本区域につきましては、広域的拠点区域、地域拠点等の拠点区域、それから既存集落及びその周辺区域、保全区域など9つの区域を指定するということになっております。

この基本計画に基づきまして、基本区域別に建築物の立地が可能な用途、不可能な用途

等を伊賀市さんが判断することとなります。なお、条例が対象としておりますのは、建築物や工作物の新築、増築、改築、移転や建築物などの用途の変更、宅地造成等の土地の区画形質の変更で、申請や届出などの手続きを定めております。概要としては以上でございます。

<松本議長>

ありがとうございました。一応、条例ではそういった内容が定められているということでございます。

さて、皆様方いかがでしょうか。結構盛り沢山で考えないといけないことがあって、ぱっとは出てこないのかもしれませんが、大変重要な、特に伊賀市の方々、伊賀にお住いの方々にとっては直接的に関係するようなことですので、慎重にご審議いただきご意見等いただければと思います。あと、御不明な点等々でもかまいません。ご質問等々でもいただければと思いますが。では村山委員、お願いします。

<2番委員>

村山でございます。今の条例に関する質問の続きなんですけれども、今のご説明で条例の構成というか、大まかな内容は理解できたんですが、具体的にこれまで線引きをしていた都市計画区域にとって従来の市街化調整区域で規制がかなり強かったものですから、これが今回のその線引きの廃止とそれから条例によって、実際には、土地利用規制が強化されるのか、あるいは緩和されるのか。特に今まで厳しく規制していた所が条例によって規制がどうなるのかを教えてください。

<事務局>

市街化調整区域で開発行為を行う場合、建築物を建築する場合につきましては、従来ですと都市計画法34条の規定がかかっておりまして、開発許可なりの許認可を受けないと建築することができないという非常に厳しい規制がかかってございました。

今回、区域区分を廃止することによりまして、自主条例という形になるんですけれども、自主条例においては先ほど申し上げました9つの区域に市街化調整区域の部分を区分する形になってまいります。区域によっては従来建築できなかった用途の建築物が建築することができるようになるというような所も中にはございます。

ただ、無秩序に市街化が進むということでは線引きを廃止する意味というのも薄くなりますので、そこは自主条例の中で9つの区域に適正な用途を配分していくとか、利用していくというような形で条例の制度設計がされております。

なお、この9つの区域にするということは条例で規定しておるんですけれども、その9つの区域をどこの地域とし、それぞれその地域ではどういう用途を建てられる、建てられないかなど、というようなことは土地利用基本計画というものを今後、伊賀市さんのほうで策定されることになっておりまして、そこで今後、決めていくような形になってまいります。

なお、伊賀市の条例におきましては行政区域全域を対象としておりますので、市街化調整区域だけではなく、非線引きの白地地域でありますとか都市計画区域外の所にも条例の規制がかかるということでございます。ですので、市街化調整区域の部分では規制が今よりもゆるくなる部分もございますが、逆に規制が厳しくなる部分もあるということでございます。

<松本議長>

よろしかったですか。

<2番委員>

ありがとうございます。そうすると、その土地利用基本計画が策定されるまでは具体的

には分からないということですが、この線引きの廃止と土地利用基本計画の策定及びその運用開始、タイミングはどうなっているのでしょうか。つまり、基本計画ができる直前まではこの線引きはまだ適用されるという考え方ですか。

<事務局>

都市計画の変更と条例につきましては密接な関係がございますので、同時に施行をしていきたいというふうに考えております。従いまして今回付議並びに諮問させていただいております、区域の変更、それから区域区分の変更、それからマスタープランの変更、それから伊賀市さんが策定される自主条例につきましては同日で施行をさせていただきたいというふうに考えております。

<2番委員>

分かりました。ありがとうございました。

<松本議長>

ありがとうございます。ちなみに土地利用基本計画の策定が少し遅れるということなんですね。

<事務局>

土地利用基本計画につきましては、原案の作成までは終わっておりまして、4月から5月にかけて地域説明会、それからパブリックコメント等で原案は住民に提示がされております。現在も市のホームページでは誰でも閲覧できるようになっております。

<松本議長>

ということで実質的にというんですかね、形式的には遅れるんですが基本的には原案もできているので地域の方々には周知が進んでいるということですね。ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

すみませんね、私から。今のことで関連して、都計審で審議する内容ではないと思いますが教えて欲しいんですが、いわゆる税金の負担、公平的な税金の負担といったところに関しまして、どんなことを考えてらっしゃるんですかね。

<事務局>

税金の、都市計画税からご説明させていただきますと、従来、上野の都市計画区域では都市計画税が徴収されていたんですけれども、市町村合併を平成16年にして以降、区域によって不公平感があるということで都市計画税は撤廃されています。

現在の伊賀市さんにおいては、都市計画税が徴収されていないという状況でございます。今回、区域区分を廃止することに伴いまして、固定資産税では、市街化区域内の農地の評価が、変わってくる部分もあるかとは考えております。

<松本議長>

なるほど、分かりました。その他いかがでしょうか。よろしいですかね。

まず一点目が区域を変更。これは市町村合併もあったので一体的な区域とします。その裏付けとしては5項目がございまして、その5項目とも全てを満たしていたので一体がふさわしいだろうという話でした。それから、線引きと非線引きがあったんですが、非線引きにしたい。ただし条例でさらに規制と言いますか、適切な土地利用に進んでいくということもあったり、それから人口も増えていないので無秩序な開発というのには結びつかないだろう、というような話があったかと思います。そして、それに伴いまして都市計画マスタープラン、整合を取れるような形でのマスタープランの策定ということでございますが。特にご異議ございませんか。

そうしましたら、皆様方からご審議いただいた結果、特にご異議はないということだと

思いますので、原案が適切と判断させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございました。それでは、原案どおり承認というか適切と判断させていただきます。そして、三重県知事に原案とおり返申させていただくということになります。

それでは、お手元の議事次第で第1775議案、産業廃棄物処理施設の敷地の位置についてということで、事務局からご説明をお願いいたします。

<事務局>

建築開発課の中根と申します。どうぞよろしくお願いいたします。第1775号議案につきましては、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、特定行政庁の三重県知事から付議させていただき議案であり、産業廃棄物処理施設の敷地の位置についてご審議いただくものでございます。まず、建築基準法51条ただし書の規定の内容について概要をご説明いたします。スクリーンをご覧ください。

建築基準法51条では都市計画区域内においては卸売市場等から始まりまして、その他、2行目ですが「政令で定める処理施設の用途に供する建築物は都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ新築等してはならない」と規定されてございます。しかし、当条のただし書におきまして「県が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合において」ですが、次の行ですが「この限りではない」と規定されております。

なお、今回の施設は民間事業者によるもので恒久的なものではないため、都市計画決定でなくこのただし書を適用し、許可手続きを行うものになっております。また、このその他政令で定める処理施設とは建築基準法施行令第130条の2の2で定められた施設であり、廃棄物処理法施行令第5条の、いわゆる一般家庭から出たごみを処理する一般廃棄物処理施設や、事業所から廃棄された廃棄物を処理する廃棄物処理法施行令第7条の産業廃棄物処理施設が該当します。スクリーンの表はその施行令7条の産業廃棄物の処理施設の一覧でございます。今回、ご審議いただきます施設の取り扱い品目の中で、第7号に規定の廃プラスチック類の破碎施設と、8号の2の木くずまたは瓦礫類の破碎施設が該当し、いずれも1日当たりの破碎能力が5トンを超えることから産業廃棄物の処理施設に該当します。このことから、建築基準法51条ただし書による規定に基づく許可申請が提出され、許可をするにあたり当審議会においてご審議いただくものでございます。

基準法51条ただし書許可の流れになってございます。左から申請者が受付窓口である市町に許可申請を提出し、市町が意見書をつけて県に送付します。県が審査し、支障がないと判断した場合に都市計画審議会に付議した上で許可をするという流れになっております。なお、下の吹き出しにありますように県の都市計画審議会が関わる案件は、一番下に書いてございます産業廃棄物処理施設のみであり、それ以外も卸売市場から下のほうの一般廃棄物処理施設は市町の都市計画審議会にて審議されます。当議案の施設は産業廃棄物と併せて5トン以上の一般廃棄物も処理すると先ほどご説明しましたとおり、のちほど説明しますが去る8月28日に伊賀市都市計画審議会において審議されております。基準法51条と都市計画審議会の位置づけに関する説明は以上です。

それでは、今日ご審議いただく案件について引き続きスクリーンによりご説明いたします。まず、施設の概要についてです。名称は産業廃棄物処理施設、廃プラスチック類を主体とした可燃系混合廃棄物の破碎施設。申請者は三重中央開発株式会社代表取締役、金子文雄。位置は伊賀市八田字北福沢3651-1の一部3656-1の一部。敷地面積は1

万844.5平米。処理能力は一般廃棄物、産業廃棄物、合わせて1日の稼働時間が12時間当たり120トンになっております。なお、今回の申請者は前回の審議会に付議しました、廃プラスチック類の破碎施設に関わる申請者と同じになっております。付議が前回今回の2回に分かれましたのは、今回の案件も同時に進んでいたのですが今回は破碎施設の処理施設の設置を伴うということで、付議に先立ち行われる三重県産業廃棄物処理指導要綱に基づく事前協議に時間を要したためでございます。

許可・申請の概要についてご説明いたします。今回の計画は申請者の事業地において、現在活動している屋外に設置された破碎施設が老朽化したため撤去し、新たに隣接する建屋内に破碎施設を設置するものです。この施設による処理は焼却処理の前処理として、廃プラスチック類を主体とした可燃系混合廃棄物を破碎することにより、燃焼効率を向上させるためのものがございます。この新たな施設により、処理する可燃系混合廃棄物については、産業廃棄物にあつてはスクリーンの廃プラスチック類や木くず等10品目。

また、一般廃棄物にあつては混合ごみ、いわゆる家庭ごみを扱います。なお、これらの取り扱い品目は現在稼働中の破碎施設で処理する品目と同様であり、現在稼働中の施設は昭和63年に建築基準法第51条ただし書の許可を受けて、1日あたり8時間稼働により98.4トンの処理を行っています。今回、この現在稼働中の施設に代えて一般廃棄物、産業廃棄物、合わせて1日あたり12時間稼働で120トンの処理をする施設を新設する計画です。

次に、伊賀市の都市計画区域と申請地の関係です。伊賀市では上野都市計画区域を中心に阿山、伊賀、青山の4つの都市計画区域で構成されており、申請地は上野都市計画区域の西の境界付近に位置しております。

次に、地図により申請地の位置をご説明いたします。スクリーン右上側が北となっており、スクリーン右側に伊賀鉄道上野市駅、伊賀市役所が立地しております。申請地は、スクリーンを中央に走るのが名阪国道でございますが、左のほう、赤で示しており、白樫インターチェンジの南側付近に展開されております。三重中央開発株式会社の事業地内にあります。この位置は上野都市計画区域の市街化調整区域になります。申請地の周辺の状況ですが、南側には北山川があり与野川に合流しております。また、名阪国道を隔てて北側には治田川が流れております。

計画図により申請地付近の状況をご覧ください。スクリーン上部、紫色で左右に走る太線が名阪国道であり、右のほうに白樫インターチェンジがあります。インターチェンジから画面上下に走るオレンジ色の線、これが県道上野島ヶ原線であり、途中左から黄色で示します市道、西出峰屋線が接続しております。この市道沿いに赤の斜線で着色した部分が申請地になります。またその周囲、市道を挟んで赤色の点で囲みました区域が、三重中央開発株式会社全体の事業地になってございます。この事業地に隣接した画面上、上側には隣接します名阪工業団地が位置しており、工場が建ち並んでおります。

次に、この申請地を拡大いたします。配置図をご覧ください。赤色で囲んだ区域が先ほどハッチングしました申請地であります。その画面下の隣接する位置にグレーで示しております、撤去予定の既存の破碎施設の位置を示しております。申請敷地内において左側にあります紫色の施設が選別施設。青色の施設が破碎施設でございます。この左の選別施設の画面下側に隣接する位置にありますのが、参考ですが前回に付議しました破碎施設の位置になりますが今回は燃焼の前処理のための破碎施設。前回はリサイクルしたものの施設ということになっておりますので、このようになってございます。

次のスライドは、青色の破碎施設の右側にあります破碎施設の平面図を示させていただきます。建物は四角形で、屋内へ運搬車により廃棄物を搬入し、小型の重機により分別や

運搬を行います。画面上、建物の上側において右側を破碎原料の置き場とし、左側を破碎したこの破碎物の置き場となっております。そして、右下に破碎機が設置される計画です。

それでは、敷地の位置の妥当性につきましてスクリーンに示します、7つの観点において整理しましたので順にご説明いたします。一番目が上位関連計画及び周辺建物状況における土地利用。2番目が施設計画。3番目が事業計画。4番目が周辺環境に関する影響。5番目が搬入路等。6番目が関係機関との協議。最後に7番目に地元との協議における妥当性についてとなっております。

まず、1番目でございます。伊賀市都市マスタープランとの整合性についてご説明いたします。スクリーンには伊賀市都市マスタープランの土地利用区分図を示しております。赤色で示しました位置が申請地になります。ここで左側の凡例で、居住ゾーンは薄い黄緑色となっておりますが全体的に位置付けられており、また、工業用地はグレーですがこの図において点在しております。申請地の位置はこの農地ゾーンの中の工業用地、及びその隣接地に位置しており、名阪国道のインターチェンジ周辺として今後も交通利便性を活用した工業系土地利用の維持に努めると共に、自然環境や交通環境との調整を図りながら適切な誘導を進めることとされております。このことから、今回の計画は伊賀市都市マスタープランと整合しております。

また、申請地の周辺建物の状況は、申請地の境界から最も近い住宅地である名阪青葉台住宅団地は申請地の境界線から約360メートル北西にあり、最も近い教育施設等である予野保育園が約1.5キロメートル南にあることから影響は避けられるものと判断します。以上により、土地利用において妥当であると判断しております。

次に、2番目の施設計画の妥当性についてです。今回の計画は現在、屋外において稼働中の破碎施設を撤去し、隣接地において未利用となっている既存の建屋内に破碎施設を設置するものです。処理工程は選別施設で廃棄物を一時保管。破碎施設の建屋内で破碎処理を行い、当社事業地内の別敷地にある建築基準法51条ただし書許可済みの施設において、焼却処理と焙焼処理を行います。その後生成した生成物については上層路盤材として売却する他、固化材として自社利用する等、ほぼ9割を再利用します。

なお、再利用されない残渣などについては、事業場内の廃棄物処理法で許可された最終処分場において埋め立て処分されます。以上のことから、処理において必要な施設を有しており、また必要な各スペースが確保されているため、施設計画は妥当であると判断しています。

次に3番目、事業計画の妥当性についてです。当該施設は2人で操業可能ですが、6人で作業をし、操業時間は午前8時から午後9時までの昼休みの1時間を除いた12時間運転としており、主要な設備は自動操業する計画となっております。なお、この9時までの操業につきましては、のちほどご説明します騒音等の管理基準を満たすと共に、周辺は工業用地であることから支障がないと考えております。また、施設においては定期的に点検清掃を実施し、施設の管理と共に衛生管理を行います。以上により操業体制等においても問題はなく安全衛生面において向上が図られているため、事業計画において妥当であると判断しております。

次に、4番目の周辺環境に関する影響の妥当性についてです。騒音、振動、粉塵、悪臭、排水の環境影響は、建屋内で破碎処理することや1時間当たりの破碎量が少なくなるため、現在従来より軽減されるものです。この内、騒音、振動の項目についての推定は三重県生活環境の保全に関する条例施行規則で規定する基準値を下回っていることを確認しています。具体的にはスクリーンに示します、上の表が騒音レベル、下の表が振動レベルを示しております。ご覧いただけますように、各時間帯における推定値はそれぞれ左に示します

基準値を右側の推定値が下回っております。これら騒音、振動につきましては敷地境界において年2回測定することとしています。

また、粉塵については建屋内に噴霧設備が設置されることにより適切に管理される計画です。これら騒音、振動、粉塵については廃棄物処理法の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の審査基準となっており、現在許可に向けて手続き中となっております。

また、悪臭、排水につきましては、悪臭防止法に基づき、必要に応じて消臭剤を使用する等により、事業場全体が特定悪臭物質の規制基準値内に管理されることとしています。この管理状況につきましては、事業場の敷地境界の地表における規制基準は年6回、事業場の煙突等からの気体排出施設の排出口における規制基準は年2回。それから、事業場から排水される排水の敷地外における規制基準は年に2回、伊賀市が測定指導を行っています。これらの他、事業者において安全、衛生パトロールを月に1回実施し、臭気については1日1回測定し基準値以下であることを確認する計画です。以上のように周辺環境にあたる影響を低減する対策が取られ、基準値に適合させる計画であること等から周辺環境対策において妥当であると判断しています。

次に5番目、搬入路等の妥当性についてです。白樫インターチェンジから事業場までの比較的進入の多い県道上野島ヶ原線ですが、幅員9メートルであり、また、他の市道西出鉢屋線等がございますが、幅員は5.5メートルから6.5メートルあります。これらの道路を通行する際には、スライドのように車両の経路を一方にする事で交通負荷の軽減を図っております。

スクリーンでは白樫インターチェンジから申請地までの赤で示す矢印が搬入路、申請地から白樫インターチェンジまでは青色の矢印で示してございます、搬入搬出等その他の通行路を示しております。搬入路等の幅員経路の他、当該施設にかかる廃棄物の搬入車両の台数は現状が、1日当たり廃棄物運搬車10トン車で最大10トン程度であるのに対して最大12台を見込んでいます。更に搬入路等の沿道には人家がなく、通学路にも指定されておらず、また県道上野島ヶ原線と市道西出鉢屋線の交差点に搬入時間の7時から5時まで誘導員を1名常駐しており、搬入車両に対して適切に誘導できるものと確認しております。搬入路等において妥当であると判断しております。

次に6番目、関係機関との協議における妥当性です。環境部局との協議においては、三重県産業廃棄物処理指導要綱に基づく事前協議を終了し、廃棄物処理法第15条の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可に向けて手続きを進めており、本基準法51条ただし書の許可と同時許可の予定です。

また、開発部局との協議において、当該施設はすでにリサイクルセンター及び中間処理施設として平成20年に都市計画法29条による開発許可を受けた区域の中にありますが、今回の建物がストックヤード施設、いわゆる倉庫から破碎施設へ用途を変更することから、同法42条の規定により建物の用途変更の許可手続きを進めております。以上により、関係機関との協議において妥当であると判断しています。

最後、7番目、地元協議における妥当性についてですが、伊賀市産業廃棄物処理施設の設置に関する指導要綱に基づき、本事業について申請地が存する予野地区、八田地区及び水利組合の同意を得ております。また、三重県産業廃棄物処理指導要綱に基づき、当該敷地境界から100メートルの範囲の事業者及び居住者の80パーセント以上の同意が必要なところ、100パーセントの同意を取得しています。地元との関係については良好で従来から臭気等の苦情はなく、今回、計画区においての苦情もございません。

さらに今回の計画における一般廃棄物処理施設の敷地の位置について、先ほども申し上げました今年8月28日に伊賀市都市計画審議会の議を経ており、都市計画上支障がない

旨の答申を受けております。また、伊賀市からも敷地の位置は都市計画上支障がない旨の意見を得ております。以上において、地元及び市との協議において妥当であると判断しております。

以上、7つの観点により妥当性を判断し、都市計画上支障がないと認められると判断しています。スクリーンを用いた説明は以上でございます。

続きまして、お手元の議案書をご説明いたします。議案書1775号の1ページから5ページまでが、先ほどスクリーンを用いてご説明しました内容のとおり、当該処理施設の概要と計画による支障がないと判断した理由を記述しています。続いて1775の5ページから9ページまで、先ほどのスクリーンで説明しました各図を添付しております。1775号議案の説明は以上です。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

<松本議長>

ありがとうございました。それでは、ただ今の議案に関しましてご質問、ご意見等ございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

では服部委員、お願いいたします。

<22番委員>

少し質問させていただきたいと思います。④の周辺環境に関する影響の妥当性のことなんですが、実際に敷地で騒音が出ることを推定していただいておりますけれども、午後9時までの操業というところが、うちの団地でも360メートル離れているので大丈夫だというような見解があったようにも思うんですけど、やはり実際に測ってみて建屋の中に粉碎機を入れてやる場合、音が大きく出る場合も考えられるものですからね。実際に境界レベルで敷地境界で測っていただいているようでございますけれども、55デシベル、そして推定値が50デシベル、これは午後9時の段階のデシベルとしてはかなりの騒音になるのではないかという危惧をしているんですけれども。その辺を心配しております。

<松本議長>

ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

<事務局>

ご質問ありがとうございます。建築開発課の大原でございます。この御指摘にいただきました点につきましては事業者を確認を取りましたが、基本的には今回の破碎の処理につきましては5時を目標に作業を進めるということを基本としております。5時以降につきましては、今回許可上の21時までにつきましては、例えば災害廃棄物等、粗大ごみが廃棄に出たときに備えて許可上21時まで許可申請をさせていただくというのがございます。通常は5時まででございますが、それ以降、もし操業している場合であってもこの環境レベルについては必ずチェックをした上で操業するという事で確認をしておりますので、差支えない範囲で事業展開をしていただけるというふうに解釈しております。

<22番委員>

はい。

<松本議長>

どうぞ。

<22番委員>

業者の方もいろいろ考えておられると、午後5時までの操業ということですけども。実際に午後9時までの破碎機の運転というふうに書いてありますので、破碎機が午後5時までというふうに記載してあれば私もこれを確かめて、そうなのかというふうに、今の質問等でも内容が分かるんですけど、実際に午後9時まで1日1時間休憩というふうな形で操業時間を掲げておりますものですから、もちろん午後5時までの規定を守るというふう

におっしゃって見えますので、書いてある以上、事務局の妥当性の中に午後9時までって書いてありますので、それまででもいいというような判断はされるのではないかというふうに少し心配するところです。

その点はもっとしっかりと騒音とかを測るべきじゃないかなというふうに思っているんですけどね。継続して何日まで、休みはあるんだろうと思いますけども、継続して団地の近くで360メートル、ずっと継続して約12時間1日操業されると、非常に連続して音が出るだろうというふうに考えますので、それが山奥にあつたら隣もシーンとなる可能性が非常に大きいかなというふうに考えたんです。その辺を心配しておりますので。別に説明は結構でございます。

<松本議長>

ありがとうございます。

ちなみにこの敷地境界というのは、工場側の敷地境界でよろしかったですよ。

<事務局>

はい、工場側の。

<松本議長>

そうすると、360メートル離れている居住地に関してはかなりこれよりも減衰される、と考えればよろしいですよ。と言いつつもやはり今、服部委員のように御心配ということがありますが、騒音に関しましてはその後、調べないんですね。悪臭、排水については法律があるのでいいらしい。さらには事業者さんが測定するということです。事業者さんは特に臭気ですか。騒音に関しては、これは現実的に稼働したときにどれくらいの騒音が発生しているかというのは調べる形にはなっていないんですかね。

<事務局>

行政の環境の指導部局においては監督はないんですが、自社においてチェックをするということと、地元協議をできるだけ信じる。そして判断ができるというところでございます。

<松本議長>

そういうことですね。特に実際に稼働して9時までにどれくらい動くのか分からないんですが、その状況に応じては地域の方々から苦情が出てくる可能性があります。その時にはもちろん設置者、それから行政共に協議していただいて問題解決に向けて対策を取ってもらえるということによろしいんですかね。ここで事務局が「うん」とも、イエス、ノーを言えないかもしれませんが、そういったことを希望しているということでお伝えいただければと思います。それでよろしいですかね。服部委員。はい。ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。ではお願いします。井上委員。

<7番委員>

今、敷地境界の周辺環境に関する影響を服部委員さんの意見に基づいて、今この表を見せていただきまして、騒音レベルの時間帯の午後7時から午後10時までの時間と、その下の振動レベル、午後7時から午後8時、この午後10時と午後8時の2時間の誤差は、これは振動と騒音と稼働していることについてもそこで稼働していれば振動も同じような時間帯なのかなとは思ったんですが、この時間の誤差は何なんでしょうか。

<松本議長>

確かにそのとおりですね。事務局、いかがでしょうか。

議案書のほうを見ますと、1775の2には振動につきましても午後7時から午後9時まで、ということで操業時間まで書かれておりますので、パワーポイント方は多分間違いですね。

<事務局>

申し訳ございません。そうですね。1775の2ページに示しております基準値とパワーポイントの数値が食い違っております、大変申し訳ございませんでした。正しくはこの議案書の1775の2ページの1番のところに載っております。夜の所が7時から9時までということで騒音と振動と同じ時間帯のとおりです。

<松本議長>

すなわち、パワーポイントのほうの資料の18ページの所のそれぞれ騒音レベル、振動レベル共に2段目ですが、午後7時から午後9時が正しいということによろしいですか。そういうことですね。

<事務局>

申し訳ございません。実際には24時間分の規制があるんですけども。

<松本議長>

そういうことですね。作業時間が9時までだからということですね。

<事務局>

その作業時間に合わせて記述させていただいたのがこの議案書の内容になっております。

<松本議長>

ということで、パワーポイントのほうを修正いただければと思います。議案書のほうは正しいのでそのままということでございます。ご指摘ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

これは都計審に関係ないことなんですけど一般論として、今回もともと8時間で98.4トンの処理能力があって1時間あたり13トン弱の能力があったんですよね。ところが今回1時間に10トンの能力に下げているわけです。いわゆる生産性で言うと下がっているわけですが、それは稼働時間を増やすことで対応するという一方で、やはり環境的な配慮からこういったことになっているということなんでしょうか。

<事務局>

その小さくした理由というところまでは聞いてございません。ただ、今回屋外型ということで、屋外型と屋内型ということで同じ破碎施設でも少し処理の仕方とか、出てきたものを処理するのは機械の方式とかが少し変わったということもあって、少し機能の低下もあったのではないかと。現在は小さなものが停止しているとは聞いております。環境に配慮されたとか、環境に結果的に配慮されると思うんですが、その理由までは確かめてございません。

<松本議長>

なるほど。うがった見方をしますとこれはまた処理能力を上げて、実は十何トンまで上げられてその容量も上がっていく。そういう順序で増やしていくようなことを考えているのかなというよううがった見方をするとできるのではないかと思ったんですが。

<事務局>

それは施設許可の内容として、これより時間当たりの処理能力がアップするというものについては、計算して算出しています。

<松本議長>

ありがとうございます。

その他、皆様方、いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでしたら、ご審議いただきましたが特にご異論はなかったように思います。ですので、この原案のとおりで適切と判断したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございました。それでは異議がございませんでしたので、第1775号議案は原案が適切と判断したいと思います。特定行政庁三重県知事に原案とおりのり答申いたします。

それでは、手元の次第に従いまして、続きまして報告事項に入りたいと思います。「津駅前北部土地区画整理事業における事業計画変更に係る意見書の取り扱いについて」でございます。事務局からご説明をお願いいたします。

<事務局>

都市政策課の男鹿と申します。よろしく申し上げます。

それでは、報告事項「津駅前北部土地区画整理事業における事業計画変更に係る意見書の取り扱いについて」ご報告申し上げます。具体の説明に入る前に、今回の意見書の処理について本都市計画審議会になぜ報告するのかについて説明させていただきます。お手元の別紙1から3までありますが、別紙1をご覧ください。

別紙1は、国の土地区画整理事業運用指針の抜粋ですが、(2)意見書の処理の記述の前半部分、下線一重線部分の所ですが、読ませていただきますと「地方公共団体が事業計画を定めようとする場合」、今回の場合は、事業計画を変更する場合がありますけれども「法第55条に事業計画の縦覧と意見書提出の制度が規定されている。同条では意見書は都道府県知事に提出するものとし、都道府県知事はそれを都道府県 都市計画審議会に付議しなければならない、都道府県 都市計画審議会はその内容を審査するものとされている」となっております。

今回については、付議に代えて報告のかたちをとっております。この後、具体的な事業説明や意見書の内容、施行者である津市及び県の見解を説明させていただきますが、報告の扱いも含めまして、最後にご意見を伺いたいと考えております。なお、別紙2に、土地区画整合法55条の関係部分を抜粋しておりますので、参考にしてください。

それでは、説明に入らせていただきます。最初に事業概要について説明いたします。スライド2ページをご覧ください。津駅の北東、ちょうどJR紀勢本線と国道23号に挟まれた図に示す赤線で囲まれた部分が施行地区であり、施行面積は約11.6ヘクタールとなっております。施行期間は平成8年3月14日から平成31年3月31日で、進捗率は平成28年度末において約90%となっております。

施行地区においては、従前は道路が狭いなど公共施設が未整備で交通の支障となっており、建物も老朽化し、防災上も危険な密集市街地を形成しておりました。そのため、都市計画道路の4路線と区画道路などを整備し、良好な都市機能と健全な市街地の造成を図る目的で事業が進められております。

次に、今回の事業計画変更の概要について説明いたします。スライド3ページをご覧ください。今回、事業計画を変更する内容は3点です。

まず1点目は、区域外の別途道路事業による道路の法線が変更になり、それに接続する10の1号区画道路の位置を変更するものです。この変更により道路などの公共用地及び宅地の形状・面積などが変更になります。

2点目は、工事や建築物移転などの事業進捗を考慮して施行期間を3年間延伸するものです。この変更により事業完了が平成31年3月31日から平成34年3月31日へと変更されることとなります。

3点目は、これまで実施してきた事業費及び残事業の精査により、資金計画の一部を変

更するものです。

以上が変更の概要ですが、今回の事業計画変更に伴って縦覧を行なう要因となった1点目の「10の1号区画道路の変更について」その内容を説明いたします。

それでは、スライド4ページをご覧ください。スライドの右上の図は施行区域を示しており、丸の場所が今回変更となった10の1号区画道路です。真ん中の区域内の変更箇所拡大図にありますように、10の1号の区画道路が北側に変更され10の1号区画道路に取り付く歩行者・自転車専用道路である4の2号特殊道路の延長が伸びています。

下の図は、区域外も含めた道路のルートを示しており、JR紀勢本線の大谷踏切の拡幅計画が現在の位置から北側に変更される計画となっています。この道路計画に合わせるかたちで施行区域内の10の1号区画道路の位置及び4の2号特殊道路の延長が伸びています。

なお、10の1号区画道路及び4の2号特殊道路については、位置及び延長は変更しているものの、幅員構成等の変更はありません。

それでは次に、事業計画変更に伴う意見書提出の経緯について説明します。スライド5ページをご覧ください。今回の事業計画変更については、許認可権者である県と平成29年6月に事前協議を実施しており、平成29年7月10日に変更事業計画を縦覧する旨の公告をし、平成29年7月14日から7月27日の2週間の間、公衆に対して縦覧を実施しております。意見書の提出期限は平成29年8月10日となっており、今回、区域内の土地所有者である利害関係者から、提出期限内の平成29年8月5日付で1件の意見書の提出がありました。

続いて提出された意見書の概要について説明いたします。スライドの6ページをご覧ください。なお、別紙3が提出された意見書の写しでございます。1つ目が、10の1号区画道路に両側歩道を設置するよう計画変更を求める内容です。図に示す赤色着色部分のところです。

2つ目が、工事期間中の代替迂回路の対策を求める内容です。次に、スライド7ページをご覧ください。

3つ目が、4の2号特殊道路の廃止を求める内容です。当該特殊道路の内、図に示す黄色の着色部分のことです。

4つ目が、区域外も含めた地域住民への情報公開の促進を求める内容です。

以上4点が意見書の概要です。

これに対して、施行者である津市の見解を確認しております。スライド8ページをご覧ください。意見書の各意見に対する、施行者である津市の見解を取りまとめたものです。

1つ目の意見の「10の1号区画道路の両側歩道設置」ですが、現行計画においても片側の自転車・歩行者道で計画されており、今回の事業計画の変更において変更している部分ではなく、事業計画の変更に該当しない事項との見解です。

現行の計画でも踏切道が拡幅される前提で幅員構成の検討をされており、交通状況や地形の状況等を踏まえ、片側の自転車・歩行者道で安全は確保できている、ということでもあります。

2つ目の意見の「工事期間の代替迂回路」については、事業計画に該当しない事項との見解です。工事実施段階での施行計画に関する事項であり、工事の施行に対する要望として取り扱うとのことです。

3つ目の意見の「4の2号特殊道路の廃止」については、現行計画においても特殊道路が計画されており、今回の事業計画変更において変更している部分ではなく、事業計画の変更に関連しない事項との見解です。

本特殊道路は、主に津駅西地域から津駅周辺へのアクセスとしてアスト津の駐輪場と接続することにより津駅までの導線を確保するもので利用者が見込まれ、必要な道路という判断とのことです。なお、ご意見があった防犯上の懸念については、要望事項として取り扱うとのことです。

次に4つ目の意見の「地域住民への情報公開の促進」については、事業計画に該当しない事項との見解です。今回の事業計画の変更については公衆の縦覧に供しており、また、地区外の大谷踏切拡幅事業も含めて、津市の広報やチラシにより周知をしているとのことです。なお今後の事業を進めていくうえでの要望としても取り扱うということです。

以上が施行者としての津市の見解です。三重県といたしましても、今回提出された意見書の内容を精査し、施行者である津市と同様の見解を持っております。

最後になりますが、審議会へ報告することとなった経緯について説明します。別紙1をご覧ください。(2)の意見書の処理の下線二重線の部分ですが、読ませていただきますと「都道府県知事は、提出されたすべての意見書を付議しなければならないのではなく、同条第2項の規定に適合した意見書であるかどうか、すなわち、①意見書の提出が利害関係者であるか否か、②意見がその事業計画についてのものであるか否か、③意見書の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに提出されたものであるか否か、④意見が都市計画において定められた事項についてのものでないかどうかについて判断し、それらの要件を満たさない意見書はこれを付議しないことも考えられる。

しかし、①、②については、内容に関する実質的判断を含む場合もあり、利害関係者でないこと、当該事業計画に関するのではないことが明白である場合以外は、付議をなすべきである」と記載されております。

スライドの9ページをご覧ください。各規定についての適合性について、取りまとめたものです。①、③、④については、要件を満たし適合していますが、②の「事業計画又は事業計画の変更についてのものであるかどうか」については、前述の説明のとおり、事業計画又は事業計画の変更該当しないという判断をしております。

県及び施行者としましても、基本的には事業計画を定める際いわゆる当初の事業計画立案時であれば、意見書として広く取り扱うことは必要と考えますが、事業計画を変更する場合には、これまで正式に手続きによって進められてきた内容のものを覆すことにもなりかねず、意見書の内容が事業計画の変更についてのものであるかどうかを厳密に判断して取り扱うべきと考えており、その結果、今回の意見書については、事業計画の変更該当しない事項であると判断しました。

よって都市計画審議会で審査する内容はないということで、今回は付議ではなく報告というかたちを採らせていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。

<松本議長>

はい。ありがとうございました。

報告事項ということで意見書が出されましたが、県としては付議には当たらないという判断だと。それから、中身については取り扱いということで、要望として受け止める等々のお話がありましたが、これに関しましてご質問・ご意見等ございましたら頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

<15番委員>

はい。

<松本議長>

はい。では、お願いします。

< 15番委員 >

報告事項でございますので協議をするということではないんですけれども、参考までにもう少し詳しく教えていただきたいんですが、第1の「道路両側の歩道の設置」というところでありまして、このところで、もう一度、もし良ければ図面を見せていただ

いて。
両側の設置ということはですね、どことどこを歩道を設置して、当初はどこが歩道であるというようなことで、どこに事業変更が生じたのかということとですね、それから、その特殊道路。これ、自転車の道路というところがございますけれども、これ通常はどれぐらいの自転車が通るか、ここ、津市のアスト津の所、かなり交通量が多い所だと思いますけれども、その辺のところをもう少し分かりやすく説明というか、ちょっと参考までに教えていただければ大変ありがたいと思います。

<事務局>

ちょうど、これが紀勢本線、名古屋線。アスト津はもう一つこちらに、下の方にありますが、赤が変更前、緑が変更後というかたちになります。

歩道が両側というのは、今現状この南側に歩道が付いておりますが、意見書の内容ではこちらの北側にも歩道を付けてほしいということです。

< 15番委員 >

手前は3mの歩道があるということで良いんですね。

<事務局>

手前というのは。

< 15番委員 >

内容が今、ご説明いただいた、その所に3mの歩道が確保してあるから、わざわざ両側に確保する必要はないというのが見解ですよ。

<事務局>

踏切拡幅事業というのは、踏切も含めて近鉄の下を抜いて、県道の津関線というのがあるんですが、ここまでの間を含めて踏切拡幅事業として行なわれます。

< 15番委員 >

踏切が関わってくるなら、歩道を確保するにも非常に困難が生じるということも一つの懸念材料ですよ。

<事務局>

そうですね。そこはこの辺の地形の状況も勘案した中で今の最終決定をしたということです。

< 15番委員 >

それと、自転車のところなんですけれども、特殊道路というそのところは。

<事務局>

特殊道路はですね、これちょっと図面が分かりにくいんですが、特殊道路というのはちょうどこれからですね、この線路沿いにずっと特殊道路を設けております。これがちょうどアスト津の駐輪場に直結するかたちで計画されておまして、アスト津からこの導線が確保されていますので、特にこの西側、JRの西側から来られる方が踏切を渡って、この特殊道路を行っていただいてアストの駐輪場へ向かう、という導線を描いています。

< 15番委員 >

利用が多いということですね。駐輪場が近いのは。

<事務局>

利用が多いことを見込んでおります。

< 15番委員 >

それと、そこを自転車道路にしてあることで安全が確保されるということで、この議案書にあるように「廃止をすることには該当しない」という見解であるという、そういう意味ですね。

< 事務局 >

元々、計画としては現状の計画でも計画されていたものであって、今回の変更において、これが新たに設置されたというものではないので、あくまで今回の変更によって変更された事項についての意見という考え方でおります。

< 15番委員 >

よく分かりました。平成8年から31年という大変長きにわたる事業ですので、その間にその住民の皆さま方とか、少しずつ区画整理が進んできて、かなりお家とかもそこに定着しているというか、住まれる方の人口も増えてくる中で、当初平成8年度、計画したときより交通量等々も増えてきている状況だと思うんですが、そういう中で該当しないということで、よくそれは分かりますし協議することではないんですが、できればそういうような事情を勘案する中でも、第4の「地域住民への情報公開の促進」というところは多分、通学路とか、それから、子どもさんが安心・安全とか、大変近隣にお住まいの方というのは、そこを使われる方というのは、非常に関心があることだと思いますので、できれば該当しない事項ですということではありますが、要望として取り扱いますというように津市さんも見解出されておりますので、いつもよりは丁寧にそういうふうな部分ではご説明をいただけたらありがたいんじゃないかなと。

私も基礎知識としてですね、大分この年数がかかってくると、かなり状況が変わってくると思いますので、その辺を少し考慮していただけたらありがたいかなというふうに、ちょっと意見だけ。すみません。

< 事務局 >

分かりました。その辺のことはですね、津市さんのほうも充分、心得ていると聞いていますので、今後、事業を進めていく中でも十分な説明責任を果たしていきたいと思っております。

< 松本議長 >

どうもありがとうございました。

ちなみにですね、該当はしないんですけど、需要という意味で計画当時と大きく変わってないということでもよろしいんですかね。

< 事務局 >

それは交通量の話ですか。

< 松本議長 >

はい。そうです。

< 事務局 >

ただ、平成8年度が事業の開始なんですけど、やはりその頃から比べると車が増えていることは確かにあります。

< 松本議長 >

車はですね。

< 事務局 >

ただ、逆に歩行者は減っている状況になっています。

< 松本議長 >

なるほど。ちなみに平成8年の頃って結構まだ右肩上がりなので、そのトレンドで乗せると車もかなり増えることになっているんじゃないかなと思うんですが、今はもう車の交

通量が減っている所も多いんですけど、その当時は減っているって予測してないんですよ。

<事務局>

平成26年と平成28年に交通量を測ってもらっていますが、その2年の間でやっぱり若干、50台ぐらいは増えているんですけど。

<松本議長>

ここは開発によってということもありますよね。

<事務局>

そうですね。当然そうだと思いますし。

<松本議長>

そういうことですよ。

いや、ごめんなさい。どっちかというところ今の論点は歩行者とか自転車なので、そこに関しては計画当時と変わってないんですかね。

<事務局>

歩行者・自転車は逆に若干減っているという感じなんです。

<松本議長>

はい。ありがとうございます。

もう一つ前提として、今回、県あるいは津市の見解としては、線形を変えたことによって需要は変わらないという、当たり前なんですけど、そういう前提があるわけですね。だからそこに該当しないという。

<事務局>

そういう前提があります。

<松本議長>

ありがとうございます。その他、皆様方、いかがでしょうか。よろしいですかね。

ただ、今回のこの形でいいと思いますし、今、末松委員からも言われたとおり4番に関してはぜひご丁寧に説明をとということだと思っております。やはり都市計画のあり方としても、住民の方々と意見交換をしながら共に進めていくというのは大変重要だと思いますので、付議にはならないにしても、こういった意見をいただけることに関して感謝するとともに、やはりフィードバックといいますか、考え方を上手に返していただきながらと思っておりますので、ぜひその辺、特に2番と4番に関しましてはご丁寧にやっていただければと思っています。

その他、皆様、よろしかったでしょうか。ありがとうございます。予定の議題、これで全て終了いたしました。全体を通してもし何か、御発言がございましたら。

(発言なしの声)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。以上をもちまして第185回の都市計画審議会の議案、報告事項、終わりたいと思います。皆様方のご協力に感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

<事務局>

ありがとうございました。松本議長には議事の進行、まことにありがとうございます。また、委員の皆様方には長時間にわたるご審議、大変ありがとうございました。これをもちまして、第185回都市計画審議会を終了いたします。ありがとうございます。

<事務局>

報告事項だけ一つ忘れておりましたので申し訳ありません。次回開催が12月の25日ということで予定しております。議題としましては桑名の都市計画道路の見直しと、それから本日議論がありました、伊賀都市計画区域のいろいろな都市計画が決定されています。これの名称の変更ということで予定させていただいておりますので、12月25日午後ですがよろしく願いいたします。

<一同>

ありがとうございました。

(終了)